

平成25(2013)年度 事業計画



社会福祉法人 足立邦栄会

ライブインさくら

〒121-0832

東京都足立区古千谷本町4丁目1番16号

TEL 03 (5691) 6602

FAX 03 (5691) 7272

<http://www.livein-sakura.jp>

【 目 次 】

● 足立邦栄会の理念・基本方針	3
● リブインさくらの運営理念・基本方針・行動基準	4
● リブインさくら組織図	5
● 1年間で取り組んでいくこと	6
● リブインさくら中長期計画	8
● 足立ブロック中長期計画	9
● 足立邦栄会中長期計画	10
1、ケアサポート	13
1) 2：1以上の支援体制	13
2) 居室担当制のサポート	13
3) 食事サポート	13
4) 入浴サポート	14
5) トイレサポート	15
6) 身の回りのサポート	16
2、健康管理サポート	17
1) 健康状態の把握と情報共有	17
2) 定期健康診断	17
3) 医療機関によるサポート	17
4) 医療的処置が必要な方について	18
5) 服薬管理	18
6) 口腔衛生管理	18
7) 入院が必要な方のサポート	18
8) 急変 及び 緊急時の対応について	18
9) 看取り支援について	19
3、アクティビティーサポート	19
1) ご入居者運営懇談会	19
2) 活動プログラム	19
3) 趣味活動プログラム	21
4) 季節のイベント	23
4、日常生活サポート	24
1) 居室の清掃など	24
2) 大掃除	24
3) 衣類の洗濯	24
4) リネン交換	25

5) カーテンクリーニング	25
6) 買い物代行	25
7) 申請手続き代行	25
8) 通院送迎・同行	25
9) 外出時の同行	25
10) 理美容サービス	25
5、その他のサポート	
1) 機能訓練	26
2) 身体拘束ゼロの推進	26
3) 守秘義務の徹底	26
● 足立邦栄会プライバシーポリシー	27
6、会議 及び 委員会	28
1) 法人経営会議	28
2) 足立ブロック経営会議	28
3) 足立ブロック連絡会	28
4) 運営会議	28
5) 健康管理ミーティング	28
6) サービス担当者会議	29
7) 各委員会	29
① 環境美化委員会	29
② 総合支援委員会	31
③ 感染対策委員会	32
④ リスクマネジメント委員会	33
7、事務業務 及び 施設管理	33
1) 人事・労務管理について	33
○ 職場内研修等計画表	35
● 職場研修実施要綱	36
2) 会 計	37
3) 防火・防災管理・防災訓練予定表	37
4) 施設・設備管理	38
5) ボランティア	38
6) 福祉教育	38
7) 広報活動	39
8) ご相談・苦情の対応	39

平成25（2013）年度 リブインさくら事業計画

Heart to Heart
ころからころにとどけたい

< 法人の理念・基本方針 >

本法人は、前理事長が今日のわが国の繁栄は戦中戦後に苦勞を重ねてきた人たちに
よりもたらされたので、その人たちの老後が少しでもむくわれるようにと、高齢者福祉
施設の設立・運営のために設立されました。

平成11年1月に法人設立が認可され、平成12年4月に特別養護老人ホームさくら・
身体障害者療護施設かえでが運営を開始しました。両施設は、Heart toHeart を合い
言葉にスタートし、その精神を受け継いで運営してきました。

平成25年4月現在、事業所は足立区・府中市に拠点施設2施設、狛江市の事業所と
合わせ、事業は24事業となりました。各事業所は拠点施設を中心に、法人理念・基本
方針に沿い、社会福祉法人として社会的使命を担っています。

< 法人の理念 >

- 1 心の通い合う支援を心の通い合う仲間が提供します。
- 2 地域で住み慣れた生活を続けるための福祉拠点の役割を果たします。

< 法人の基本方針 >

- 1 誰に対してもいつも笑顔で敬意を持って接します。
- 2 ご利用者のひとりひとりの自立した暮らしを支えます。
- 3 ご利用者やご家族に納得していただけるサービスを提供します。
- 4 情報公開を積極的に行い、透明性のある運営を行います。
- 5 効果・効率を考えた運営をし、経営の安定に努めます。

< サービス提供のキーワード >

- ◇個別化 … サービスは個々の特性に応じて個別化されなくてはなりません。その
ときにご利用者の「今」は個々の生活史の中の「今」であることを
忘れずに、ケアプランの作成やサービス提供にあたりましょう。
- ◇尊 厳 … ご利用者がプライドを保ち、プライバシーが守られるように、ご利用
者の身に置き換えて考えましょう。
- ◇自己選択… ご利用者の自主性が発揮できるように支援し、ご利用者が自己決定し
たことには敬意を払い、実現に努めましょう。

< リブインさくらの運営理念 >

- ① 生活の全体像を大切にし、個人の状況に応じた質の高い食事や快適な入浴の提供はもちろんのこと、クラブ活動や各種イベント、外出支援等を通して、生きがいと自信を感じられるような生活の場作りを目指します。
- ② 生活の質が可能な限り維持されるケアを目指します。それぞれの生活習慣やリズムを尊重し、自立的な生活への意欲が損なわれない支援を目指します。
- ③ 提携医療機関や訪問診療の体制を整え、質の高い医療介護の環境作りを目指します。

< リブインさくらの基本方針 >

社会福祉法人が、介護の経験の中で培ってきた理念をもとに、ご入居者それぞれの生活を尊重したサービスをご提供します。

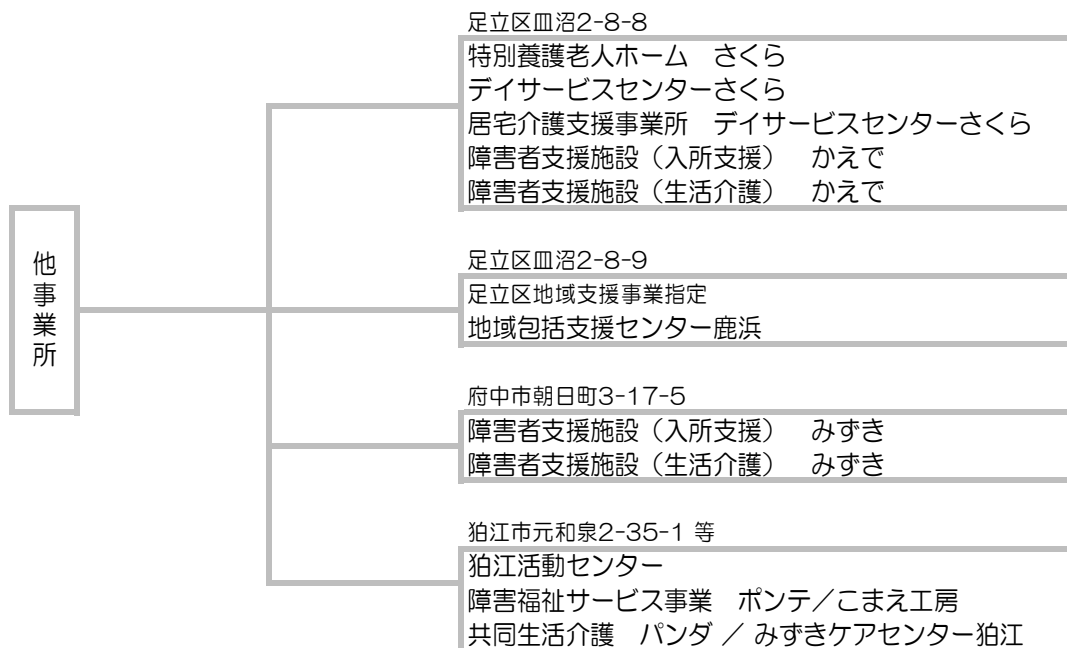
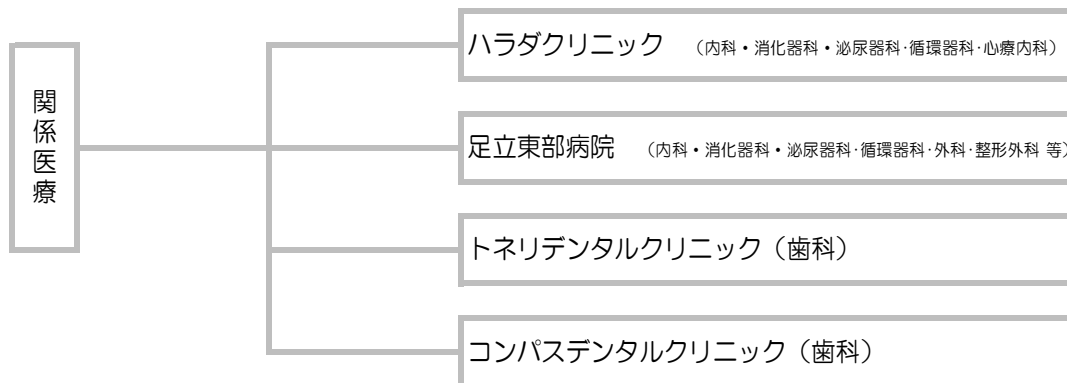
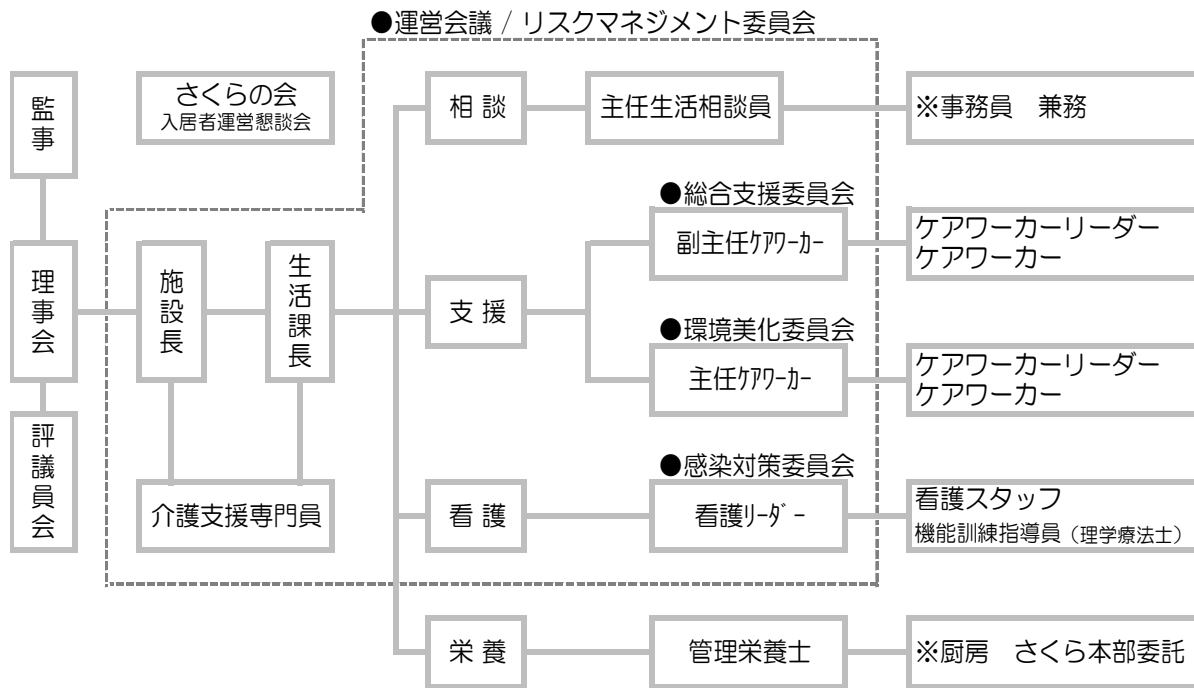
- ① ご入居者が安心して生活できるよう、ご入居者2名に対し1名以上のケアスタッフを配置し、健康的で充実した住まいと個別的なケアをご提供します。
- ② 提携している医療機関と情報を共有化し、適切な医療が受けられるよう、医療サービスの充実を図ります。
- ③ 個々のニーズに合わせた多様な料金プランをご用意し、選択方式による透明性の高い料金システムをご提供します。
- ④ ご入居者をはじめとし、他者からのご意見ご要望を大切に受け止め、いつも明るく地域から愛される施設を目指します。

< リブインさくらの行動基準 >

リブインさくらの行動基準は、以下を基本とします。

- ① 足立邦栄会の一員であるとともに、社会人及び組織人としての自覚を持ち行動します。
- ② ご入居者、ご家族、地域の方々の視点に立ち、気配りと心配りを忘れず接します。
- ③ 安全で清潔感ある身だしなみを心掛け、信頼を持たれるよう努めます。
- ④ 初心を忘れず、好感を持たれる挨拶や言葉遣いと、謙虚な気持ちを大切にします。

※ 別に「接遇マナー行動基準」を定め、サポートの向上に努めます。



1年間で取り組んでいくこと

昨年の各種制度改正により、入居一時金の初期償却について、適切な算定根拠に基づく初期償却に関しては、老人福祉法上の権利金には該当せず、違法ではないとされながらも「前払金が家賃等の対価であることに照らし、前払金の全部又は一部を返還対象としないことは適切でないこと」（東京都有料老人ホーム設置運営指導指針）と定められました。

これに伴い、月払いプランと入居一時金プランを選択方式でご用意させていただいている当事業所においても、その移行を遵守し、経過措置として設けられている平成27年3月までに「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて、当事業所の設置者が受領する額」として合理的に算出した上で、料金プランの見直しを行います。

法令遵守と権利擁護への取り組みを大切にし、透明性のある“ぶれない”運営に努め、いつまでも皆様に選ばれる事業所を目指します。

開設より、職員の意識と技術向上による確実なサービス提供と、アクティビティー活動のクオリティー向上を目標に、サービスの基盤作りに努めてきました。

昨年度は、その方向性をより明確にするため、それぞれが立場、担当、経験などは異なっても、個別支援に対しての長期目標を見失わないこと、更にご入居者と職員が共通の目標を持つことで達成感やモチベーションが維持できるよう「トイレに座ろう」というスローガンを掲げた取り組みを行いました。

居室担当者を中心にご入居者と向き合い「トイレに座る」ことを続ける、またはその可能性を見出すために、日常生活での食事・入浴・服薬等をどう支援していけば良いのか、多職種が協力し考え、“その人らしい支援をする”という意識を高めることにつながりました。

また、トイレで排泄することで、身体への負担や不快感を軽減するとともに、オムツ等の個人負担削減にも一定の効果がありました。

排泄動作は生活に大きな影響を持ちます。今年度も引き続き、ご入居者の体調に合わせた排泄時間を見出していけるよう、トイレへの取り組みを継続するとともに、排泄用品や排泄用具の活用と選定に努めます。

昨年度、もうひとつの課題としたのは、それぞれの職員が担当するエリアの責任所在を明確にしたチームでの個別支援です。個別支援や個室支援は共用部の見守り支援がベースにあり成り立つものです。他の職員がいまどこで支援を行っているのか、職員間のコミュニケーション（横のつながり）はご入居者の生活にも良い雰囲気をご提供できます。よって、見守り支援を大切にしたチームケアは、今年度も定期的に意識確認する課題となるでしょう。

そんな中、今年度も新たにスローガンを掲げ、サービスの質の向上に努めます。

スローガンは“嚥下機能を高めよう”

“口腔ケアに対する知識と技術の向上”

今年度は特に「嚥下」と「口腔ケア」に重点を置きます。経口からものを食べることは楽しみであり、食べられなくなったときの身体機能の低下は言うまでもありません。

また、嚥下反射や肺炎リスクの低下予防には適切な口腔ケアが有効です。よって、ご入居者と職員が一緒になり「嚥下」と「口腔ケア」に対する正しい知識と技術を習得し、生活に取り入れることができるよう、よりきめ細かいサービス提供を目指します。

総合支援委員会、環境美化委員会、感染対策委員会、職員指導、内外研修の内容設定などへの取り組みも、このスローガンを念頭に置いて活動していきます。

- 1、嚥下機能の正しいメカニズムの理解
- 2、コミュニケーションを大切に「しゃべる」「笑う」（喜怒哀楽）などの機会を意識的に増やす
- 3、歯科医、歯科衛生士などの専門職に協力を得た研修機会を設ける
（ご入居者参加型含む）
- 4、余暇活動の中で、嚥下機能や口腔リハビリに関わる活動を強化する
※ 例えば音楽療法等「歌を歌う」活動を増やす、体操時に口腔リハビリ体操や発声体操を導入
- 5、適切な食事形態や補助食品、自助具の見直し、食事環境の整備
（椅子への移動や高さ調節など）

など

その他、建物経年劣化に対する小規模修繕や、屋上ルーフトラスを利用した園芸活動に力を入れ、住みやすい生活環境のご提供に努めます。

リブインさくら 中長期計画

平成 22年 4月 1日

＝ 長期計画（平成26年度～30年度に向けて）＝

介護保険制度の転換及び変化に柔軟に対応した上で、自立支援から看取り支援（終身支援）まで幅広い受け皿が確保できる体制を整えることが目標です。あくまでも在宅復帰を念頭に置いた支援が原則となりますが、高齢社会の現状を考えるとリブインさくら自体が在宅としての機能を十分に備え、ご家族、ご親戚の方や地域の方々が「おじいさん、おばあさんの家・〇〇さんの家」というように気軽に出入りすることができる、拓けた共同住宅として存在することが重要と考えます。個別支援のサービス内容に対しても高いクオリティーが求められるでしょう。

これらの展望を踏まえた上で、個々の安心した生活を保証するために、ご入居者の「できること・できないこと」を明確に捉え、三大支援を中心に、より確実なサービス提供と、アクティビティな活動をベースとした生活訓練への取り組みも整備が必要です。

また、ご入居者の重度化が予想されるため、提携医療機関をはじめとした周辺の医療機関との連携が不可欠になり、その機能を確保するための今まで以上の関係作りが課題と考えます。

＝ 中期計画（平成24年度～26年度に向けて）＝

開設当初より掲げてきた個別支援を確立し、更なる飛躍として機能向上及び維持を目的とした個別支援ができるように取り組んで行くことが重要と考えます。

また、ご入居者やご家族からの信頼が得られ、リブインさくらの職員や設備を社会資源として利用していただくことが大切です。そのためには職員ひとりひとりのスキルアップと働きやすい職場環境が必要不可欠です。職種ごとのグループワークやOJTのシステムを強化するとともに、プリセプター制度を定期的に活用し、中堅職員と一般職員がペアとなりお互いに指導・相談できる環境を作ることでモチベーションの維持とスキル向上を目指します。

居室担当制や委員会活動等の役割分担制を構築する上で、様々な問題をひとりで抱え込むことがないよう、安心して働ける職場作りにも有効と考えます。

これらを踏まえ職種間を超越し各職種が相互理解することで、より専門性を活かしたチームケアにつなげていき、ご入居者やご家族への支援にフィードバックしていきたいと思えます。

また、年々新たなる脅威として上げられる感染症への取り組みに力を入れていきます。

その他、市場価格の動向に合わせた利用料金等の見直しを行い、健全で安定した施設運営が課題となってくるでしょう。

足立ブロック中長期計画（平成26年度～30年度に向けて）

平成 25年 4月 1日

平成24年4月に報酬改定などの介護保険制度を中心とした大幅な改正が行われました。

今後の福祉情勢の動向は、厳しい財政の中、更なるサービス内容の向上が求められ、その厳しい行政ニーズにこたえていかなければならないと危機感を抱いた内容でもありました。

平成21年に策定した法人の長期計画（～平成25年度）の中には、①法人事業運営のブロック運営、②スケールメリットの活用、③職員の労働環境の整備が掲げられています。

現在、当法人では高齢者と障害者を対象とした複数の事業所を、足立ブロックと多摩ブロックの2ブロック体制で構成し運営しておりますが、まだまだ各々の事業所での独立運営体制の色合いが強い傾向にあります。しかし、足立ブロックは、このような動向を踏まえた今後の福祉情勢に耐えうる強い体質作りに迅速に取り組むことが必要と考え、昨年よりブロック単位でのスケールメリットを生かした運営体制に転換していく方針で準備を進めております。その内容は、新たな事業展開、運営ノウハウ取得、システム環境の共有、物品の共同購入、財源確保、そして人材育成（リーダー・中堅職の育成、新たな人材の育成）など多岐にわたります。

その中でも、人と人のつながりがすべてである対人援助には、あたたかく真正面からご利用者と向き合える気持ちが大切であり、その気持ちを持った社会人としての人材育成は最も重要な課題です。法人で必要とする人材は、優しさと厳しさの両側面から必要な時間を十分に設け、法人内で育成する。そして、この理念で育った人材が新たな人材に対して、自分が培い体験した同様の接し方で育成にあたる。この循環の定着こそが、働きやすい雰囲気を作り、同じ目的や方針の共有、法人・事業所の成長につながり、サービス向上としてご入居者の生活に反映されると考えます。

また、更にそのリーダーの役割を担う中堅職員のマネジメント能力の育成・向上は、今後の安定した事業展開や良質なサービス提供の基盤強化に必須です。そのため、主に中堅職員以上を対象に、より幅広い知識の習得を目的としたブロック単位でのOJT研修体制や情報交換の体制作りに努めるとともに、効果的な人事交流を活発に行います。

- 1、法人集約管理機能の構築と有効活用
- 2、管理職（中堅職）の育成 → 個々に対するサービスの質を重視した指導
（効率性のみを重視しない）
- 3、安定した事務管理機能の構築
- 4、ブロック単位でのOJT研修体制と情報交換の体制作り

足立邦栄会 中長期計画（平成21年度～25年度）

平成 25年 4月 1日

平成21年度に策定された法人の長期計画（平成21年度～25年度）は5年目を迎え、最終年度となります。一昨年3月の東日本大震災から2年が経過しましたが、その被害の大きさから未だ復興の兆しが見えない地域もあります。また、首都圏直下型地震が予想される中、社会的使命を担っている法人は、法人としての体力を蓄え、その職責を全うしなければなりません。

長期計画策定時に予想していた国の政策の影響については、平成24年度介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定が行われました。改定の基本的方向性は「地域包括ケアの推進」を柱としており、①在宅サービスの充実、②自立支援型サービスの強化と重点化、③医療と介護の連携・機能分担、④介護人材の確保とサービスの質の向上の4点に沿った改定となっています。改定率は、全体で+1.2%、内訳は在宅+1.0%、施設+0.2%で、より在宅サービス重視の方向性を示しています。

また、障害者制度改革では、民主党から自民党に政権が移行しましたが、方向性の変化はなく、平成25年度4月に従来の「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】」に改正されることが決定しています。このことにより、障害者関連の施策は介護保険法への統合も視野に入ることとなり、今後、より社会福祉法人のあり方が問われることとなります。

国の施策の変化は今後も継続していくと思われます。社会福祉施策の制度設計、行政の施策の方向性は、財政難を理由に社会保障費は削減されていくことは明らかです。しかし、法人設立時の精神と社会福祉法人の社会的使命は変わりません。その上で、安定した法人の事業運営と日常生活が困難な高齢者や障害者の需要に適切に応え、喜んで利用していただけるサービスの提供に努めなくてはなりません。

1 法人事業運営のブロック運営

- ・法人経営会議を年5回実施します。また、毎月開催されるブロック連絡会に法人本部より出席し、ブロックごとの運営状況・課題を把握するとともに、法人全体の連携を強化します。
- ・前月の事業報告を本部事務局に毎月15日までに提出し、本部で情報を集約します。
- ・前月の資金収支活動月次報告を毎月25日までに提出し、本部は法人全体の資産管理と効率的な資金運用を行います。
- ・就業規則等の整備を行い、共通書式を作成します。

2 スケールメリットの活用

スケールメリットの活用は継続課題とし、事業所業務を点検し、本部・ブロック別に業務を集約することにより、費用対効果をあげられる事項があれば、迅速に移行します。

事業所業務の点検については、平成23年度は、法令遵守規程を制定し、監事の協力を得ながら、法令遵守規程に基づき、事業所内の事業運営点検を実施しました。平成24年度は、会計事務所と顧問契約を締結しましたが、十分に連携することができず、また、法令遵守規程の活用もされませんでした。平成25年度は、顧問の会計事務所と連携しながら、会計経理業務を整備・点検し、スケールメリットの活用についても合わせて検討していきます。

3 サービスの質の向上

ご利用者・ご家族に選ばれる事業所となるには、ご利用者・ご家族が安心して利用できるサービスの提供が必要です。それは、事業所の許容範囲を考え、高齢者・障害者やそのご家族からの要望・相談（需要）が困難な内容であっても、何かできないかご利用者の身になってまず考えて対応していくことから始まります。「ノーと言わずに、まず何ができるかを考える」を基本的姿勢として、職員に周知徹底し、各事業所が具体的なサービスの質の向上に取り組む体制を確立していきます。

また、各職員は専門職として、社会人としての成長も必須です。平成24年度にみずきで起こった事故は、一事業所の問題ではなく、法人全体の「課題」として取り組むべきことであります。事業所ごとの職員育成は行われていますが、全体研修・交流研修を行い、職員全体のレベルアップを図ることができる仕組みを構築していく必要があります。そのためにも、平成25年度も継続して法令遵守規程に基づき、事業所内のサービス提供状況を点検し、サービスの質の向上を図っていきます。

事故報告・ヒヤリハット報告については、法人統一基準に基づいて行われています。

4 真空調理の活用

真空調理法のメリットを生かし、日常的に選択食を実施し、ご利用者が栄養を摂取するだけでなく、楽しんで食事をしていただく環境を作ります。ブロックごとでは、嚥下困難な方の食事内容、安全でおいしい食事の提供の取り組みがなされ、さくらではソフト食の導入、みずきではやわらか食の検討がされています。どちらも目的は共通していますが、新しい調理方法、新しい食材、献立の開発、研修などの情報交換や連携が望まれます。

継続課題は、食事関係を独立させ、さくら・みずきの厨房の連携により、効率的な運営を目指すことです。更に、食事に関わる職員の人材育成も重要な課題です。

5 地域ネットワークの整備

重度介護を必要とする高齢者・障害者の安心した生活を支援するには、医療機関の協力が不可欠です。地域の医療関係者とのネットワークを構築し、関係者から助言や協力など適切な医療サポートを得られれば、密度の高い医療を必要とする高齢者・障害者も在宅の生活も可能となります。

医療機関とのネットワークの構築は徐々に成長を見せています。非医療職の医療行為の問題は継続しており、みずきが「喀痰吸引」に関し、登録研修機関及び事業者登録を申請しましたが、さくらでは研修自体受講ができていません。医療との連携は重要な課題であり、施設のご入居者が病院や医師、治療内容の選択ができないという問題など、法人としてサービス提供の幅を広げていく必要があることは継続した課題です。

みずきでは常勤医師を配置して3年が経過しましたが、多摩ブロックエリアでの地域との連携、職員教育など、成果がみえています。今後は、法人全体で連携がとれることが望まれます。しかし、小規模障害者施設での医療体制整備については、行政の施策の動向により左右されることは否めないため、行政への提言や地域ネットワーク作りは継続して実施していく必要があります。

6 職員の労働環境の整備

職員の労働環境の整備は、平成23年度に労働基準監督署の指摘を受けたことを反映し、就業規則等の改定、法人全体研修での周知を行いました。「職員が誇りを持てる職場」「やりがいを持って仕事に取り組める職場」とし、職員が充実して仕事に取り組むことが、ご利用者の満足につながるものであり、人材が法人の財産となります。そのためには、人事考課制度の見直し、職員育成計画の策定は継続課題です。

職務基準に基づく業務の見直しと、それに連動した業務評価基準に基づいた給与体系の見直しは継続課題であり、平成25年度には具体的な検討をし、その運用を開始します。また、個々の職員育成計画についても継続課題であるため、人事考課制度の見直しと合わせて検討していきます。更に、「福利厚生倶楽部」の活用及び超過勤務時間の削減等についても継続課題です。

平成23年度は、次世代育成支援対策推進法に基づく対象事業所となり、次世代育成支援第1期行動計画を施行しました。（平成23年4月1日～平成26年3月31日）

平成24年度は足立ブロックにおいて、人材育成、課題の解決及び事業所の活性化などを目的に、ブロック内での人事異動・人事交流を行いました。平成25年度ではそれらの成果が期待されるとともに、十分な検証を行い、法人全体での人材育成、労働環境の整備をしていく必要があります。

1、ケアサポート

ひとりひとりにあった暮らしを、ケアワーカーを中心とした多職種の専門職員が、チームとして支援します。また、ご要望にお応えできるサービスをご提供するため、介護支援専門員を中心に最適な暮らしのプランを作成し、ご入居者及びご家族の同意を得た上で、プランに沿った支援を実施します。

更に、身近なパートナーとして居室担当者を配置し、ご入居者やご家族のご要望やご相談の窓口として親身にお伺いします。

1) 2：1以上の支援体制

生活の中で、ご入居者との会話を楽しんだり、個々のご要望を受け入れたり、医療支援の範囲を広げたりと、より細やかな支援を行うため、ご入居者2人に対して職員を1人以上配置し、生活を広範囲にわたって支援します。

2) 居室担当制のサポート

居室担当制のシステムを充実させることにより、ご入居者及びそのご家族との信頼関係を築き、よりご相談しやすい環境を作ります。

また、施設内をネットワーク化することで、ご入居者の情報を職員間で共有化し、より細やかなサービス提供に努めます。

3) 食事サポート

ご入居者が毎日召し上がる食事は法人本部で管理栄養士が献立をたて、調理したものを衛生面に十分配慮し、真空パックの状態に施設に運搬します。運ばれた食材は当施設の厨房にて再加熱し、手を加え、各階のフロアに配膳します。

盛り付けは、ご入居者の生活に沿った食事がご提供できるよう、ご入居者のお顔を見てから行います。「温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに」召し上がっていただけるように配慮します。

また、食事形態や食事の際の姿勢・使用する椅子などにも十分配慮した支援を行い、より食べやすく安全で、楽しい食事の環境作りに努めます。

なお、経管栄養、胃ろう造設をされている方の支援についても適宜研修を行い、安全面や衛生面に配慮するとともに、落ち着いて摂取できる環境作りに努めます。

① 食事サービスとメニュー

毎日の食事は、管理栄養士が栄養のバランスを考えご提供します。季節ごとの旬な食材を活かした献立を作成し、身体状況に合わせた形態でご提供するとともに、毎日の食事を楽しんでいただけるよう、メニューや盛り付けにも工夫を凝らします。

また、朝食と夕食のメニューはそれぞれ2種類ずつご用意し、ご入居者にはお好きな方をお選びいただきます。毎食時の残菜調査や定期的な嗜好調査（8月・2月頃予定）、「さくらの会」（運営懇談会）等を通して、ご入居者のご意見やご要望を取り入れることで、より充実した食事をご提供します。

その他、時節に合わせた行事食や季節食に加え、外部からのケータリングサービスの導入も行います。ご希望の多い炊き込みご飯、まぜご飯、おにぎりなど、多彩なメニューも取り入れていきます。 ※P23 「年間イベント予定表」 参照

② 介護食・療養食の提供

食事の形態はご入居者の身体状況に合わせて、常食・粗刻み食・刻み食・超刻み食・ペースト食・ソフト食などをご用意します。また、特別な食事が必要な方には、管理栄養士が献立作りやカロリー計算などを行い、できる限りきめ細やかな対応に努めます。

③ 食事提供時間

ご入居者のご予定や体調に合わせて、食事の提供時間にゆとりを持たせています。提供時間については下記のとおりです。

● 朝食	7時45分～	9時30分（入室は9時00分まで）
● 昼食	12時00分～	13時30分（入室は13時00分まで）
● 夕食（3階）	18時15分～	19時45分（入室は19時15分まで）
（1・2階）	18時30分～	20時00分（入室は19時30分まで）

④ お客様への食事提供（有料）

3日前までにご予約いただければ、ご家族やご友人が来訪された際に、食事をご用意します。

⑤ 衛生管理の徹底について

厨房スペースはもちろん、キッチン周りや冷蔵庫等の清潔を保つとともに、食事に関わる職員の定期検便を実施し、徹底した食品衛生面での管理を行います。

また、食材の配送はルートを定め、車内の温度設定や車内環境に配慮します。

※ 別に「食事支援マニュアル」を定め、より安全で衛生的な基本サービスの向上に努めます。

4) 入浴サポート

入浴に支援を必要とされる方は週3回まで、おひとりで入浴できる方は毎日でも入浴していただくことが可能です。また、できる限りご希望の時間に入浴できるように配慮します。

声掛けから整髪まで同じケアワーカーが対応し、会話や身体状況の観察など細かな支援を心掛け、より充実したバスタイムをご提供します。最適な入浴方法を評価（アセスメント）し、入浴補助器具や環境設定も含め、きめ細やかな支援の統一に努めます。

① 入浴準備 及び 健康状態の確認

入浴時の準備は、ご入居者のご要望に合わせて職員が支援します。

入浴前の体温確認や顔色などの健康状態（バイタルサイン）の確認を徹底し、入浴事故の防止に努めます。その他、皮膚の状態や排便状況を確認し、健康管理に努めます。

② 身体機能や状態に合わせた入浴支援

各フロアにプライバシーが守られた個別浴室を設け、ご入居者それぞれの身体機能や状態に合わせた形態で支援します。介護度の高い方でも洗身台やホイスト浴（機械浴）を使用し、入浴していただけます。安全・快適に入浴していただけるよう、補助具の検討も随時行います。

また、体調不良などの理由により欠浴された方は、全身清拭または部分清拭を行うか、入浴日を変更して対応します。末梢冷感やスキントラブルなどに対する手浴・足浴も積極的に推進していきます。

③ 入浴剤の使用 及び イベント浴の実施

ご入居者の嗜好で入浴剤などの使用をご希望される場合は、ご依頼のとおり支援します。

また、毎月第2週目をイベント湯の週とし、月毎の湯をご用意します。今年度はミネラルを含む岩塩を使用した入浴剤や、季節に応じ天然のハーブを使用し、自然な香りとリラックスを目的に、落ち着いた時間をご提供します。 ※P23 「年間イベント予定表」 参照

④ 浴室の清掃について

年2回の大掃除を実施するとともに、浴槽及び排水溝、脱衣室などの清掃を日々行い、清潔な環境保持に努めます。また、塩素濃度などの定期的な検査を実施します。

※ 別に「入浴支援マニュアル」を定め、より安全で衛生的な基本サービスの向上に努めます。

5) トイレサポート

昨年度のスローガンであった排泄の基本「トイレに座ろう」への取り組みを継続し、より自然な形で個々のリズムに合わせた排泄支援を行うとともに、身体状況の変化にも柔軟に対応し、支援方法の統一に努めます。パット類をご使用されている方にも不快感を軽減した支援を徹底します。

その他、皮膚の状態や排便状況を確認し、健康管理に努めます。もちろん、プライバシーを重視した支援に努めます。

① 排泄パターンの把握とパット及びオムツの選定について

「トイレに座ろう」を基本に排泄支援を行うことで、排泄パターンやリズムを把握し、パットやオムツの使用量の軽減に努めます。

排泄は健康状態を判断するための大切な指標です。排泄チェック表に記録し、その状況から

身体の変化を読み取っていきます。排泄チェック表は各居室に保管し、プライバシーの保護に配慮します。

また、個々に合わせた下着、パットやオムツを選定し、その特性を活かした使用方法にて支援することで、ご入居者の不快感、並びに負担の軽減に努めます。

② 媒介感染予防の徹底

支援毎の手洗いは基本です。当たり前の基本を大切に、手洗いの徹底及びアルコールでの手指消毒、便座の消毒、ポータブルトイレの消毒など、感染予防の徹底に努めます。

※ 別に「排泄支援マニュアル」を定め、より安全で衛生的な基本サービスの向上に努めます。

6) 身の回りのサポート

いつまでも変わらない生活が送れるよう「できる」能力を尊重し、ご入居者の身体状況に合わせて体位交換、口腔ケア、衣類の着脱、身だしなみなど、必要な身の回りの支援を行います。

① 褥瘡（じょくそう）【床ずれ】 予防

ご自分で寝返りができない方は、2時間以内の体位交換、並びにリネンのシワなどを始めとするベッド環境の整備を行い、スキントラブルの予防・改善に努めます。また、必要に応じてエアマットやクッションなどの補助器具導入の検討を行います。

② 口腔ケア

食欲増進・咀嚼機能低下予防・嚥下機能低下予防・感染症防止の観点から、統一した口腔ケアを行えるよう、歯科衛生士の意見を取り入れ支援します。また、定期的な施設内研修を実施し、口腔内衛生を徹底することで、毎日の食事をおいしく召し上がっていただけるよう、健康増進に努めます。

※今年度の努力目標です。 P6 「1年間で取り組んでいくこと」 参照

③ 整容・洗顔・手洗い等

生活や日常生活のリズムを整えるためには、身だしなみが大切と考えます。起床時及び就寝時の洗顔や髭剃り、衣類の着脱の支援は、個々の生活リズムや身体状況に合わせ支援します。

また、ご入居者にとっても手洗いうがいは基本です。手洗いうがいを推進するとともに、食事前には手指消毒を行うなど、館内感染の予防に努めます。

※ 別に「整容支援マニュアル」を定め、より安全で衛生的な基本サービスの向上に努めます。

2、健康管理サポート

看護スタッフが中心に、提携医療機関等と24時間連絡可能な体制を整え、ご入居者の健康を守り、安心して暮らしていただけるよう努めます。

今年度は“口の健康状態が全身の健康状態に影響する”と言われている口腔内の衛生について、医療面からも支援と指導を実施していきます。

“口腔内の解剖・唾液の分泌とは？”などメカニズムを把握し、誤嚥性肺炎の予防に努められるような研修を実施するとともに、協力歯科医療機関の協力のもと、ご自身で歯磨きができる方、一部支援が必要な方、すべて支援が必要な方、経口から食事ができない方など、個別の口腔ケア方法を定期的に助言していただき、ケアワーカーと看護スタッフが一体となって健康状態のサポートを行います。

1) 健康状態の把握と情報共有

看護スタッフが中心となり、専門職が連携し、ご入居者の身体状況の把握及び健康管理を行います。

支援を行うにあたり、ご入居者の身体状況や生活状況を的確に把握することが大切です。

独自のコンピューターネットワークシステムを活用し、職員同士の情報交換や情報共有を徹底するとともに、朝食後並びにスタッフの勤務交代時毎に継続的な申し送りを行い、日々配置される各セクションのリーダーを中心に支援を継続していきます。

また、日勤帯で勤務する看護スタッフは、夜勤帯からの申し送り後に、更に10分程度のミーティングを行い、ご入居者に対して迅速かつ正確な対応ができるよう徹底しています。

日常の支援や医療面での処置の中で、全身状態の観察を行い急性疾患や慢性疾患の憎悪を防ぎ、早期発見・早期回復に努めます。

2) 定期健康診断

施設内定期健康診断を無料にて年2回（8月・2月頃予定）実施します。（無料）

慢性疾患のある方や身体的に変化がみられる方は、意思確認を行った上で定期的な血液検査や画像診断による検査も行います。（有料）

また、ご入居者の生活を支援する職員の健康管理・指導も行います。

3) 医療機関によるサポート

地域のクリニックと提携し、日頃の健康管理に加え、2週間に1回の往診を基本に医療支援を行います。更に往診日をフロア別にする事で、往診日が週1回設けられ、突発的な体調の変化にも対応しやすいように配慮します。

また、夜間は看護スタッフがローテーションにてオンコール体制（夜間看護体制加算）をとり、提携医療機関の在宅部と連携することで、緊急時に対しての迅速な対応を目指します。

その他、外来診療の同行、定期健診、入院医療機関の紹介、医療機関への情報提供（医療機関連携加算）、緊急時の対応など、ご入居者に必要な医療支援の環境構築に努めます。

4) 医療的処置が必要な方について

在宅酸素、胃ろう造設をされている方など、医療処置が必要な方の受け入れについても親身にご相談に応じ、できる限りの受け入れと円滑な対応に努めます。

昨年度は、糖尿病にてインシュリン投与が必要な方の受け入れをさせていただきました。

5) 服薬管理

お薬をご自分で管理できない方や飲み忘れの心配がある方など、様々なご相談に応じ、看護スタッフを中心に個々に合わせた支援をご提供します。

昨年度のスローガンである「トイレに座ろう」では、その支援として下剤の見直しなどの取り組みを行ってきました。

今年度もミーティングなどを通して、担当医への的確な現状報告を行い、必要最小限の服薬にできるよう努めます。

また、提携医療機関や薬局と連携を図ることで、日付管理や服薬時間毎の色分けを行い、ご入居者はもちろんのこと、誰が見ても明確にわかるような管理方法の徹底に努めます。

処方箋が届いた段階で複数確認し、薬が届いてから薬を飲み込まれるまでの間にも、3回以上のチェックを看護スタッフをはじめとする複数の職員で行い、服薬事故ゼロを目標に、ご入居者が安心して服薬していただけるよう取り組みます。

6) 口腔衛生管理

提携歯科クリニックによる週1回の訪問診療で、歯の治療や義歯の調整等を行います。

歯科医・歯科衛生士による口腔ケアはもちろん、専門的な観点から、職員への指導を計画的に実施し、口腔ケアの技術向上に取り組みます。ご入居者の様々な状態に対応できるよう努めます。また、口腔内の急なトラブルにも可能な限り迅速な対応に努めます。

※今年度の努力目標です。 P6 「1年間で取り組んでいくこと」 参照

7) 入院が必要な方のサポート

万が一、入院が必要になった場合でも、提携クリニックを通じて、医療機関をご紹介します。また、入院中は定期的に病院訪問を行い、ご入居者及びご家族の不安を取り除けるよう心掛け、退院後の円滑な支援に努めます。

8) 急変 及び 緊急時の対応について

万が一、ご入居者の状態が急変した場合や事故が発生した場合に備え、24時間オンコール体制を整えるとともに「救急時及び事故発生時等の緊急対応マニュアル（別紙）」を定め、冷静かつ円滑な対応に努めます。

また、急変時や緊急時に備え、その対応方法や意向などをご入居者及びご家族に事前確認し、フェイスシートで管理することでより適切で円滑な対応に努めます。

9) 看取り支援について

緊急時の医療機関や職員との連絡体制等を整え支援します。また、看取り支援を行うにあたり、施設内で「看取り支援に関する指針」を定め、ご入居者及びご家族の意向を尊重したプランを作成し、ご同意を得た上で支援に努めます（看取り介護加算）。生活の場で安らかに最後のときを迎えていただけるよう、看護と介護の両側面から多職種が連携し、チームとして支援していきます。

3、アクティビティーサポート

毎日をよりいきいきと暮らしていただくために、身体機能の向上や意欲の向上を目的とした「楽しみながら機能訓練に取り組んでいただける」余暇活動のプログラムをご用意します。

「さくらの会」（運営懇談会）等を通して、ご意見やご要望をいただき、他のご入居者や職員、ボランティアとのふれあいを大切にしたプログラムをご提供します。

今年度のスローガン「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」に基づき、音楽教室や日課の体操に嚥下体操（口腔リハビリ）を取り入れご提供します。また、余暇活動の中にも「声を出す」レクリエーションを取り入れます。その他、外出活動や制作活動もこれまで同様に行います。

ご入居者それぞれの身体機能は異なりますが、少しでも身体を動かすことで→空腹→食欲増進→自然排泄→安眠など、生活リズムの形成を目指します。

「食べる」ことは生活の活性化につながります。いつまでも経口摂取ができるように余暇活動からも嚥下機能の維持・向上に努めます。

1) 「さくらの会」（ご入居者運営懇談会）

日々の生活でのご意見、ご要望を聞き入れる総合的な窓口とし、ご入居者並びにご家族との懇談会を引き続き行い、現生活の満足度を確認する場を設けます。さくらの会ではその内容を明確にするため、毎回議案を記載した用紙をご入居者に配布して会を進めます。通常の支援から余暇活動のご提案まで、ご入居者、ご家族のご意見を聞き行っています。ご意見をいただいた事柄は、議案として各種会議に振り分け検討し、可能な限り早急に回答させていただきます。（原則第3週の日曜日開催、イベントカレンダーにも開催日記載）

2) 活動プログラム

毎月、活動プログラムを作成し、余暇活動カレンダーにしてご入居者及びご家族等へお配りするとともに、館内に掲示します（前月の15日までにご提案します）。

活動への参加はもちろん自由ですが、より多くのご入居者が参加でき、日常的に楽しめる多様なプログラムをご用意できるよう努力します。また、ご自分で意思を示すことができないご入居者への声掛けも率先して行い、生活にメリハリがもてるよう支援します。

① 体操と嚥下体操

毎日の日課として体操を行います。ご入居者と職員がコミュニケーションを取りながら、身体機能の向上、健康の促進を目的に実施します。また、今年度はスローガン「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」に基づき、職員同士が研修参加や実務経験の知識を共有し、大きな声で数を数えたり、口を意識して使うなどの嚥下（口腔）体操を取り入れ、嚥下機能の維持・向上に努めます。

② 買い物外出

外出活動は身体を動かす絶好の機会であるとともに、気分転換や意欲向上に繋がります。

ご入居者に率先して参加していただけるよう、月に2回、少人数のグループで近隣のスーパーへの買い物や散歩など、ご希望の場所に出掛ける日を設けます。

③ 映画上映会

月に2回、4階多目的ルームの大型スクリーンにて上映会を定期的に催し、くつろぎのひとときをご提供します。映画の内容については「さくらの会」（運営懇談会）等を通して、ご希望があったものや、職員が選定した優良作品を上映します。また、3ヶ月に1回は長編映画を連日（2日に分けて）で上映したり、ご入居者の皆様が映画を選定しやすいよう、映画情報誌をフロアに置くなどの取り組みを行っています。

④ 喫茶店やカフェさくらへの外出

外出活動は身体を動かす絶好の機会であるとともに、気分転換や意欲向上につながります。

地域との交流や姉妹施設との交流を目的に、ご希望がある方を近隣の喫茶店や法人本部内にある「カフェさくら」などへ定期的にご案内します。

⑤ 訪問販売

定期的に施設内にて外部からの訪問販売を催します。お菓子や食料品、または衣料品など、普段、外出機会が少ないご入居者も気軽に参加できるよう配慮します。

⑥ 誕生月の食事会

「誕生月に好きなものを食べに行こう」という職員の発案からはじまった、誕生月の方をお誘いし外食するという企画も、ご入居者から好評ということもあり、2年目となりました。

やはり好きな食べ物が食べられるとのことで参加される方がとても多く、笑顔も生き生きとされています。また、職員（主に居室担当者）とゆっくりできる時間でもあります。今年度も引き続き、有意義な時間をご提供していきます。

なお、経口摂取が難しいご入居者へは、プレゼントをご用意させていただきます。

⑦ レクリエーション

体操とは違う角度から「身体を動かす」「頭を使う」ことを目的とし、ご提供します。昨年度は、ご入居者同士で協力する玉入れや釣りゲーム、個人の点数で競い合うボーリング、サイコロを使うブラックジャックなど、毎月異なった内容で実施しました。ご入居者と一緒に職員も楽しませていただけるよう、今年度も新しいアイデアも取り入れてご提供します。

⑧ 音楽教室

月に1～2回、依頼した外部の音楽療法士と職員が協力し、音楽療法を行います。ご入居者が歌を歌ったり、楽器を触ったりなど、音楽と触れ合える場を設け、心のリラックスを図るとともに、口を動かすことによる嚥下機能の向上にもつなげていきます。

更に、昔懐かしい曲を取り入れることでの回想法の効果を取り入れています。

⑨ ポスター・アルバム作り

月に1～2回、活動や行事などで撮影した写真を、ご入居者と一緒にパネルに貼り、各フロアに掲示しています。写真を切ったり、貼ったりしながら、活動を一緒に振り返り、思い出話に花を咲かせています。また、パネルに貼った写真はその後、ご入居者と一緒にアルバムに収めます。ご入居者のみならず、来訪者の方々にもリブインさくらの雰囲気を楽しんでいただけるよう努めます。

3) 趣味活動プログラム

趣味や興味を通して、生活を豊かにすることが「元気の秘訣」と考えています。料理や園芸、カラオケなどの趣味活動、サークル活動をご提案し、同じ趣味を持つ仲間と一緒に充実した時間を過ごせるよう努めます。

趣味活動については「さくらの会」（運営懇談会）などからのご要望を大切に、身体状況を配慮した上で、活動の追加及び変更を随時行います。

① 制作活動

月に2回、手先を動かして比較的簡単に作れるものを制作活動として職員がご提供します。制作したものは館内に展示し、明るく楽しい雰囲気作りに貢献していただければと思います。

また、制作活動がきっかけとなり、個人的な趣味活動への意欲向上につなげられるよう支援に努めます。

② カラオケ

月に1～2回、4階多目的ルームで専用の機械を使用し催しています。歌を歌うことで気分転換を図るとともに、嚥下機能の向上にもつなげていきます。

③ 園芸クラブ

月1～2回、季節の花々や簡単な野菜栽培を中心に、屋上ルーフテラスを利用した園芸活動を行います。今年度は、春はさつま芋の植えとじゃが芋の収穫を、夏は夏野菜の植えと収穫を、秋はさつま芋の収穫とパンジーの植えを、冬はじゃが芋の植え、ドライフラワー作りや室内での生け花を予定しています。収穫した野菜は料理クラブなどで使用し、調理を行います。 ※ 季節により実施頻度は異なります。

④ 料理クラブ

月1～2回、各フロアにて料理クラブを開催します。料理クラブで作るものについては、季節に合ったものや「さくらの会」(運営懇談会)等でご入居者のご意見を取り入れながら決めさせていただきます。今年度は通年好評で、参加される方が多い夕食の一品作りを中心に行います。予定内容はカレー・シチュー・ハンバーグ・お好み焼き・豚汁など、ご家庭でよく作られているものを、当時を思い出しながら調理していただけるようご提案します。

また、夕食作りだけでなく、季節感が感じられ、活動のあとの“一息”となるような、簡単なおやつ作りもご提供します。その他、見やすく分かりやすいレシピ作成に努めます。

※ P23 「年間イベント予定表」 参照

4) 季節のイベント

前項の趣味活動の他、行事食や季節食と合わせてお楽しみいただけるよう、季節の行事を毎月企画しご提案します。

○ 年間イベント予定表

平成 25年 4月 1日現在

月	年間行事予定	行事食	料理クラブ/イベント浴(効能)
4 月	お花見外出	お花見弁当	ビーフカレー ラベンダー湯(リラックス)
5 月	端午の節句	ちらし/天ぷら盛合せ	けんちん汁 しょうぶ湯(腰痛・神経痛)
6 月	バーベキュー	海鮮焼き バーベキュー	餃子 ワグ 初岫炭酸湯(腰痛・肩こり)
7 月	七夕会 土用の丑の日	うな丼 茶碗蒸し/流しそうめん	ハンバーグ/心太 ミント湯(クール・食欲増進)
8 月	納涼祭	お祭り屋台メニュー	八宝菜/カキ氷 ワコルダ湯(疲労回復)
9 月	敬老会	お寿司	野菜カレー メリッサ湯(リフレッシュ)
10 月	秋の遠足 芋煮会	遠足外食 いも煮	豆腐ハンバーグ ローズマリー湯(ストレス・若返り)
11 月	食事会	ケータリング	お好み焼き ワイルドローズ湯(保湿・肌荒れ)
12 月	忘年会 クリスマス会 餅つき/大晦日	ローストビーフ お餅/年越しそば	クリームシチュー/ケーキ ゆず湯(風邪をひかない)
1 月	新年会 初詣/獅子舞 七草	お雑煮 おせち料理 七草粥	豚汁/お汁粉 カッパ・リゲ ヲ ム湯(冷え性)
2 月	節分	恵方巻き(東北東) 茶巾寿司/おでん	酢豚/チョコレート ユーカリ湯(咳・のど・花粉症)
3 月	ひな祭り	すき焼き	ビーフシチュー 生姜湯(手足の冷え、腰痛)

※予定内容はご入居者のご希望や食材などの関係上、変更になる場合があります。

4、日常生活サポート

ご入居者の声を反映し、毎日が明るく安全で快適な生活が送れるよう、過ごしやすい環境やプライバシーに配慮するとともに、ご入居者の自立に対するご意見を尊重し「できる」能力の維持を大切に考え支援します。

建物の経年劣化に対しても必要な点検と修繕を行うとともに、館内の装飾などにも力を入れます。

また、引き続きできる限りのサービスを基本料金内に含めるよう配慮し、個人負担となる消耗品及び居室の水光熱費などの使用に無駄がないよう徹底します。

1) 居室の清掃など

床（掃除機・モップ掛け）・ベッド周り・ベッド下・トイレ・洗面台・排水溝・収納棚の中・手すりの消毒・窓ガラスの清掃・ゴミの回収・植物の水遣り・車椅子の清掃及び空気圧の確認（月1回以上）などは職員が定期的実施します。

また、清掃物品の貸出は無料でご提供するとともに、管理場所を定め、ご入居者やご家族が使用しやすい環境作りに努めます。

※ その他、「清掃マニュアル（別紙）」を定め、環境美化の向上に努めます。

2) 大掃除

年2回、夏季と冬季に大掃除を行います。居室部については通常清掃のほかにエアコン・ロスナイ換気・電気器具・窓など。共用部については、ラウンジ・リビング・廊下・浴室（脱衣所含む）・エアコン・ロスナイ換気・キッチン周り・食器の入れ換え（年2回）・トイレなどを行います。

3) 衣類の洗濯

水洗い可能な衣類やタオルなどの洗濯は職員が行い、洗濯から返却まで責任を持って対応します。名前の無い衣類などに対しても職員同士、ご入居者、ご家族に確認し、可能な限り対応させていただきます。また、洗濯機にて洗濯できるドライ用品は、おしゃれぎ用の洗剤を使用し、週2回洗濯を行います。

なお、ランドリー室の洗濯機や乾燥機は無料でご提供するとともに、定期的な清掃及びメンテナンスを行い、ご入居者やご家族が使用しやすい環境作りに努めます。

その他、居室担当は年2回の衣替えも支援します。

クリーニングが必要な衣類などについては、クリーニング業者の仲介を行います。

4) リネン交換

いつでも清潔な状態で安眠していただけるよう、シーツや寝具のカバーなどは原則週1回、布団・枕の本体・ベッドパットなどの本体は2ヶ月に1回、定期的に交換します。但し、汚れたときは適宜交換します。

また、リネン交換時にマットレスなどの汚れを確認した場合は、必要に応じクリーニングを依頼します（有料）。

5) カーテンクリーニング

居室並びに共用部に設置しているカーテン類は、年1回無料で定期的にクリーニングします。

6) 買い物代行

原則週1回、食料品や日用品などのご注文を有料(5,000円まで315円/回)で承ります。

承った際は、職員が近隣のスーパーなど（施設から竹ノ塚駅までの経路及び竹ノ塚駅周辺）で買い物を代行します。

7) 申請手続き代行

原則週2回、指定日に区役所などへの届出を代行します。その他、郵便物の投函・代筆・代読・宅配便の発送代行も常時承ります。

8) 通院送迎・同行

協力医療機関への通院同行については、随時支援します。協力医療機関以外の通院同行は有料（1,575円/時間）にて支援します。

9) 外出時の同行

個人的な外出の同行について、ご希望がある場合は有料（1,575円/時間）にて職員が支援します。

また、活動として月数回はフロア毎の外出活動を予定しており、地域交流も含めた外出活動を促進していきます。

10) 理美容サービス

毎月1回、定期的に美容師による出張サービスを有料にてご提供します（第3週目月曜日）。

ご希望のヘアスタイルになるよう、個々に「ヘアスタイル要望シート」にご記入いただき、細かな注文にも気配りをします。

※各種同行・代行サービスにかかる交通費・駐車料金・入館料などについては、実費をご負担いただきます。

5、その他のサポート

1) 機能訓練

身体機能、活動能力及び生活環境から理学療法士と居室担当者が中心となり、日常生活動作の評価を行い、作成したプラン・プログラムに基づき、日常生活の中で直接的支援に取り入れた生活訓練をご提供します。また、月に数回は理学療法士による体操もご提供します。

その他、個々の身体状況に応じた自助具や車椅子などについての選定も行います。

① 動作に関する支援方法の検討

ご入居者の身体状況や生活環境など、それぞれの動作に応じた支援方法の検討を行い、個々に持つ「できる」能力を発揮し実感していただけるよう支援の中に取り入れ、生活の活性化や活動意欲の向上、健康増進を目指します。

② 職員への身体に関する支援方法の指導と助言

①にあげたように生活の中で無理なく訓練ができるよう、理学療法士が職員に対し、適切な支援方法の指導・助言を行います。

また、理学療法士は職員からご入居者の状態を随時確認・把握し、常に身体状況に合わせた支援ができるよう職員への指導を行います。

③ 医療機関でのリハビリ希望などに対する協力

地域の医療機関での機能訓練の希望などに対して、通所リハビリや訪問マッサージが円滑に受けられるよう支援するとともに、情報提供などに積極的に協力します。

2) 身体拘束ゼロの推進

身体拘束ゼロを基本とし、介護保険法に基づく人権の尊重に努めます。

万が一、著しく危険性があり、切迫性、非代替性、一時性の基準を満たしたやむを得ない身体拘束が必要とされる場合は、書面にてその必要性をご提示し、ご承諾をいただいた上で実施します。

また、実施者には居室担当とリスクマネジメント委員会を中心としたチームアプローチで、身体拘束解除に向け、月2回のカンファレンス（運営会議）と、居室担当による月1回のモニタリングを行います。やむを得ない身体拘束を一時的に行うことでの心身の状態や尊厳を確認しつつ、職員が同じ意識を持ち取り組んでいきます。

その他、同内容を施設内研修（OJT）にも取り入れ、職員全体の意識向上に努めます。

3) 守秘義務の徹底

個人情報保護法の観点から、情報管理責任者を配置し、ご入居者及びそれに関する個人情報の漏えいがないよう、職員及びボランティアへの指導を徹底します。

《 足立邦栄会プライバシーポリシー 》

個人情報保護方針

足立邦栄会では、ご利用者の皆様のプライバシーを尊重し、個人情報を大切に保護することを重要な責務と考え、以下の方針に基づき、利用される皆様の個人情報保護の適切な取り扱いに努めます。

1. 個人情報保護に関する法令を遵守し、「個人情報保護対策マニュアル」を定めて、個人情報を適切に管理します。
2. サービス提供及び足立邦栄会の運営管理に必要な範囲においてのみ、ご利用者の個人情報を収集します。また、その利用目的に関してはご利用者にあらかじめ明示し、適正な目的以外に無断で利用することはありません。
3. 個人情報への不正アクセスや紛失、破壊、改ざん及び漏えい防止対策を実施し、安全で正確な管理を行います。
4. 外部委託に際し、信頼のおける事業所を選択すると同時に、個人情報が不適切に取り扱われないように厳密な契約を取り交わします。
5. 個人情報を適切に取り扱うため、個人情報を取り扱う施設ごとに情報管理責任者を配置し、個人情報保護に関する法令、足立邦栄会が定める「個人情報保護規程」及び「個人情報保護対策マニュアル」に基づき職員教育を徹底します。

個人情報利用目的

(1) 内部での利用

- ・ご利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスに係る管理運営業務のうち、
 - ① 入退居等の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ 事故等の報告
 - ④ 介護サービスの向上
 - ⑤ 介護サービス提供職員の連携
 - ⑥ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ⑦ 当該施設内等において行われる学生の実習への協力

(2) 外部への提供

- ・ご利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ① 他の介護サービス事業者・行政機関との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ② ご利用者に病状の急変が生じた場合や日常の健康管理に必要な場合等の主治医等の医師への連絡等
 - ③ ご家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務・支援費請求事務のうち、オンライン処理を含む、
 - ① 審査支払機関へのレセプト等の提出
 - ② 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

6、会議 及び 委員会

ご入居者の状況把握や生活環境の整備、職員間の意識統一を図るため、以下のとおりの会議及び委員会を設け、組織的な運営でサービス向上を目指します。また、「会議及び委員会運営指針（別紙）」を定め、会議及び委員会の運営を円滑に進められるよう努めます。

1) 法人経営会議

（理事長・理事・各事業所の長・事務長）

法人内事業所の経営に関わる重要事項を審議し、その進むべき方向を決定します。方向性を決定し、内容は事務局、特別委員会（テーマごとに設置）またはブロック経営会議にて具体化させていきます。

2) 足立ブロック経営会議

（理事・ブロック内各事業所の長・課長）

法人経営会議の基本方針に沿って、ブロック内事業の事業計画・予算編成・人材育成・合同研修の企画などの事項を協議し、課題解決の対応策や実施計画を決定します。

3) 足立ブロック連絡会

（施設長・課長・主任生活相談員・主任介護支援専門員・主任(副)ケア-カ-・看護リ-ダ-）

ブロック内の事業所の中堅職員以上が参加し、幅広い知識の習得を目的としたブロック単位でのOJT研修の場として、主に運営ノウハウの習得・人材育成への知識習得や情報交換を行います。効果的な人事異動や人事交流を進めていきます。

4) 運営会議

（施設長・課長・主任生活相談員・主任介護支援専門員・主任(副)ケア-カ-・看護リ-ダ-）

当施設の最高決裁機関として、安定した施設運営を行えるよう「さくらの会」（運営懇談会）や各委員会などで持ち上がった検討事項や解決事項の決定を行います。

原則として月2回実施します。

5) 健康管理ミーティング（主任生活相談員・看護スタッフ・主任介護支援専門員）

医療・看護に関わる検討事項や医療面での職員研修の発案を中心に、看護スタッフ・生活相談員・介護支援相談員が参加して、ご入居者の健康状態、精神面でのアプローチを含めた支援方法の検討や、支援に対する医療コストの見直しなどを行います。

今年度のスローガンである「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」について、医療面からも服薬調整、身体状況に合わせた治療やご家族等との連絡調整など、多職種と連携し取り組みます。

6) サービス担当者会議

(ご入居者及びご家族・介護支援専門員・居室担当・ケアワーカー・生活相談員・看護スタッフ)
多職種で構成した担当者会議をご入居者毎に年2回以上実施します。

サービスに対するご要望やご意見を取り入れ、ご入居者やそのご家族なども参加できる体制を構築し、充実した生活を実現するためにサービス内容、支援方法の精査を多職種がチームとして確認・考察して行きます。

そして自立支援を念頭に、ご入居者の気持ちを大切に意欲を引き出し、達成感を得ていただけるようなケアプランの作成を目指します。

また、定例のサービス担当者会議に加え、ご入居者の状態変化に対し臨時でサービス担当者会議を開催し、ケアプランの修正を行います。

施設サービスには限界があります。特に心理的、社会的な支援はご家族などのご協力が必要不可欠です。ご家族や身近な方々のご協力を積極的に取り入れたケアプランをご提案します。

7) 各委員会

委員会活動はリブインさくらの運営の軸です。各担当がそれぞれの分野に責任を持って取り組むことはもちろんのこと、職員同士が協力体制を作るためのツールとして機能します。

原則として月1回以上実施し、活動内容は以下のとおりとします。

① 環境美化委員会 (主任ケアワーカー・ケアワーカー・各担当ケアワーカー・看護スタッフ・清掃担当)

主に施設の環境整備・設備管理・清掃リネン関係の管理・施設内掲示物など、ご入居者に間接的に関わる支援について検討・発案を行います。

今年度はスローガンである「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」を円滑に実施するため、主に洗面台周辺を清潔で気持ち良く使っていただけるよう環境整備に努めます。

居室、共用部の光熱費の節約にも無理のない程度で継続して取り組み、少しでも負担を軽減できるように配慮します。館内の環境をより良くするために、各担当で役割を理解し発案に努めます。各担当の業務内容と今年度の取り組みについては次のとおりです。

- 美化担当 … 通常清掃や大掃除の予定管理など、その実施状況の確認を担当します。清掃確認表を活用し実施の状況を確認します。共用部の冷蔵庫やご入居者の嗜好食品については、掲示板を活用し、賞味期限などの管理を徹底します。日常業務では実施できない箇所の清掃など、どのように取り組んでいくか検討し、適切に対応します。
- 設備担当 … 施設内の修繕・修復箇所の把握と改修管理を行うとともに、固定資産物品の管理などを担当します。開設7年目を迎え、建物も経年劣化してきています。建物内の修繕や修復が必要な箇所が発見された場合は随時、

適切に対応します。その際には、ご入居者へのご迷惑が、最小限に抑えられるよう配慮をします。

器具什器も同様に、使用年数が経ち、故障も出始めています。こちらも随時、必要時に応じて買い替えや修繕などを行います。また、昨年度より導入しているアロマと館内音楽についても、香りや音楽に変化をつけつつ、継続していきます。

- 物品担当 … 主に共用部で使用する消耗品の管理・棚卸しを行い、各業者と連携し、発注を担当します。消耗品は日々の業務にて多く使用されるため、定期的な補充・確認を行い、在庫切れが無いように努めます。また、使用感などを聴取しながら、できるだけコスト面の安い良品に変更できないか検討します。また、おしぼり機は月2回のメンテナンスを実施します。
- リネン担当 … リネン交換の業務を円滑にするため、業者との連絡調整を行うとともに、管理・集計を担当します。リネン交換が円滑に行えるように、リネン庫に新しい棚を設置し、いつでもより清潔なリネンが準備できるように努めます。また、季節の変わり目にはその年の気候に合わせ、迅速な対応で夏掛け、冬掛けへの交換を行います。その他、交換が終わったリネンの回収が分かりやすく、円滑にできるようその方法を見直します。
- 掲示担当 … 施設内の掲示物の管理・作成を担当します。定期的に行っている「ポスター作り」では、行事などで撮影した写真をご入居者と一緒に装飾しながら思い出に触れていただいています。また、アルバム作りも同時に行い、ご入居者のみならずご家族や来訪者にも施設の雰囲気をお伝えし、楽しんでいただけるよう継続して取り組みます。今年度のスローガンである「嚙下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」の促進を図り、ポスターを館内に掲示するなど、掲示物を通してご入居者に口腔ケアの必要性を再確認していただけるよう努めます。
- 園芸担当 … 屋上ルーフテラスにある庭園を中心とした植栽や、各フロアに置かれているプランターなどの管理を行います。屋上ルーフテラスを中心に、年間で計画を立て、その時期に合った四季折々の食物、植物を育て、収穫と観賞の両側面から楽しんでいただけるよう努めます。余暇担当と協力し、ご入居者と一緒に作業を楽しみながら、触れ合いを大切に育てた作物は、料理クラブなどでご提供できるよう取り組みます。
- 清掃洗濯担当 … 主に洗濯乾燥機のメンテナンス及び洗濯物の管理を行うとともに、共用部の清掃やゴミ置き場の管理を担当します。洗濯に出された衣類などが、ご入居者へ正確かつ、きれいに返却されるよう心掛けます。また、ご入居者が使用されている食器は年月とともに枚数にバラつきがみられ

てきたため、その管理・確認に努めます。食事ではご入居者の食欲が湧くよう、見た目からもきれいに盛り付けるよう工夫します。その他、共用部の清掃やゴミ置き場の衛生管理に努め、ご入居者、来訪者、地域の方々が快適な生活を送れるよう努めます。

② 総合支援委員会（副主任ケア・ケア・リーダー・各担当ケア・看護スタッフ）

主にご入居者に直接的に関わる支援について、検討・発案を行います。各担当が協力し日々の状態変化に合わせて迅速に対応します。

今年度のスローガンは「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」の2つがあります。

正しい口腔ケアを行うことは嚥下機能を向上させることにつながり、全身の健康状態の維持・向上という効果が望めます。健康状態の向上は、ご入居者の生活の質が上がるとともに、充実した生活を送っていただくことができます。各担当が目標をしっかり持ち、そして目標を共有することで、ご入居者が「快適」と感じていただけるようなサービス提供に取り組みます。

また、昨年度からの「トイレに座ろう」への取り組みも継続し、合わせて検討していくことで、食事～嚥下～排泄～入浴～医療～余暇、それぞれのつながりに重要性があることを確認しながら、各担当が協力して取り組みます。

居室担当者と一緒に、ご入居者ひとりひとりに合わせた支援の改善と質の向上を目指します。各担当の業務内容と今年度の取り組みについては次のとおりです。

- 給食担当 … 居室担当者と一緒に、ご入居者の食事形態や自助具の検討をするとともに、献立や選択食、残菜量及び検食簿の管理・確認を行います。毎月行われる「さくらの会」（運営懇談会）でのご希望や意見交換を取り入れ、年2回嗜好調査を行うことで、ご入居者の食の理解を深めると同時に、素早い対応を心掛けていきます。昨年度は「おにぎりがもっと食べたい」との意見に対し、毎月行っている手作りのおにぎりや炊き込みご飯の回数を、試験的に増やしてみました。今年度は、おにぎりは3ヶ月に2回、炊き込みご飯は毎月1回と回数を増やし、ご入居者に召し上がっていただきます。また、昨年度行った秋の天ぷら会は、毎年のイベントとし、屋上ルーフテラスにて収穫した食材を中心に、それ以外の食材はさくらの会（運営懇談会）等でご希望をお聞きしてご提供します。行事食、イベント食などを楽しんでいただくことで食の欲求を刺激し、嚥下機能の向上に努めます。
- 排泄担当 … 居室担当者と一緒に、ご入居者の排泄支援の方法を検討するとともに、毎日の排泄表の管理・作成及び排泄物品の管理を担当します。今年度のスローガンである「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」に対して、食事後の歯磨きを正しい知識で行い、その後のトイレ支援を確実にやっていくことで、健康状態の維持と向上に努めます。また、昨年度に掲げたスローガン「トイレに座ろう」のトイレに座って排泄をする可能性に対しての取り組みは、今年度も継続していきます。食べることから排泄する

までの一連の流れに重点を置いて、引き続き排泄支援の方法、排泄時間の見直し、不快感の軽減やコスト面を考慮したパット・オムツの選定など、ご入居者の状態の変化に合わせて迅速に対応します。

- 入浴担当 … 居室担当者と一緒に、ご入居者の入浴支援の方法を検討するとともに、毎日の入浴予定表の管理・作成及び入浴物品の管理を担当します。快適な入浴をしていただくため、職員に毎年行う研修で、事故防止への入浴動作や支援方法の安全確認を行い、いつでも安心して入浴することができるバスタイムのご提供を心掛けていきます。また、イベント浴として季節に応じた入浴剤などの選定を行い、入浴を通して四季を感じていただきます。入浴が活動の一環として楽しんでいただけるように努めます。
- 医療担当 … 居室担当者及び各担当者と連携し、ご入居者の医療支援内容の確認・指導を行うとともに、医療物品の管理・発注を担当します。看護スタッフが担当し、主に感染対策委員会との連携や衛生管理業務の中心となり活動します。
口腔ケアを正しく行うことで、誤嚥性肺炎の予防、認知機能の低下予防、意識レベルの改善の期待、インフルエンザの発症が抑えられる、味覚の感覚が上がる（食べる楽しみの回復）、低栄養の改善、飲み込む反射を改善するなど、多くのことが考えられます。専門職の歯科医・歯科衛生士と連携をし、生活面での医療的サポートに努めます。
- 余暇担当 … ご入居者からいただいたご意見・ご要望を反映しながら、毎月の余暇活動カレンダーを立案し、その活動の実施状況の確認・集計を担当します。
今年度のスローガンは「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」です。昨年度から導入している「音楽教室」などで“声を出す”ことは、嚥下機能を高めることに強い関係性があり、音楽療法士などと意見を交わしていきながら、より良いものにしていきます。また毎日行う、体操の時間には「歌う」「話をする」場を設け、声を出して数を数えるなどの、口を動かしていく運動を取り入れていきます。嚥下状態の回復、経口摂取の意欲の向上に努めます。

③ 感染対策委員会

(主任介護支援専門員・看護リーダー・看護スタッフ・各委員会代表7人)

ご入居者の健康と安全のため、感染症の発症及びまん延を事前に予防し、必要な措置を講ずることを目的に、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を定め、同委員会を設置します。

昨年度も強化、実施してきた「1ケア1手洗い」の徹底を含め、生活の拠点なる空間(居室・共用スペース)の環境整備・生活に使用する衛生物品の管理方法を見直していきます。

感染症が流行する時期(11月から3月・他随時)には感染症を持ち込まない、持ち帰らないことを念頭に、ご入居者・来施者・職員へ感染症の予防に関する掲示・助言を行います。

また、今年度は委員会メンバーが再編成され、これまでのマニュアル・研修をもとに、各感染症のマニュアルの見直しとインフルエンザ・ノロウイルス（嘔吐処理）の研修の実施、血液感染についても研修を行い、全職員が感染予防に対して高い意識を持つことを目標に、活動を行います。

④ リスクマネジメント委員会

（施設長・課長・主任生活相談員・主任介護支援専門員・主任(副) ケア-カ-・看護リ-ガ-）施設長（ミドルマネージャー）を中心とした経験豊富な職員（リスクマネージャー）が、月2回の運営会議時に検討会議として開催します。

リスクマネージャーはご入居者の事故、または事故に繋がる危険性の高い優先順位を確認し、日々の生活に支障のないよう、安全を最優先に身体的・環境的な弊害となる要因の内容分析・評価（事故ヒヤリハット報告書）を行い、回避策を検討します。

生活を送る上で、安全を最優先し、身体的・環境的に弊害となる危険要因を分析、予測し回避策を多職種で検討します。また、多岐にわたるリスクには感染予防対策、身体拘束に付随する部分も大きく、より慎重な協議のもとご入居者の安全な生活が維持できるよう努めます。

その他、同内容を施設内研修（OJT）にも取り入れ、職員の意識向上に努めます。

○ 会議及び委員会の月間予定

平成 25年 4月 1日現在

	日	月	火	水	木	金	土
第1週			①環境美化委員会				
第2週			4) 運営会議 5) 健康管理室会議 ④リスクマネジメント委員会				
第3週	さくらの会		②総合支援委員会				
第4週			4) 運営会議 ④リスクマネジメント委員会	3) 足立ブロック連絡会	③感染対策委員会		

7、事務業務 及び 施設管理

年々多様化・複雑化する事務業務を正確に把握し、円滑に処理できるよう努めます。

また法人全体が培ってきたノウハウと価値基準を共有するとともに、本部管理課と密接に連携し、施設の事務業務及び施設管理の効率化を図ります。

1) 人事・労務管理について

ご入居者に安定した生活をご提供するには、安定した職員雇用が重要と考えます。

よって支援に携わる職員が安心して働ける職場、また働きやすい職場の確保に努めます。人材育成・福利厚生・研修などにも重点を置き、安定した雇用の確保を目指します。

① 人 事

職員と管理職は定期的に面談を行い、意思疎通を図りながら安定したサービス提供を目指します。また、職員の配置換えや担当の変更が生じた際は「さくらの会」（運営懇談会）や館内掲示をもってご入居者及びご家族にお知らせします。

② 安全衛生

職員の健康診断を年1回（夜勤勤務のある職員は、年2回実施）を行い、それに基づき健康保持増進を図ります。また、労働災害やそれに順ずる事由が発生した場合、速やかに検討する場を設け、再発防止の措置を講じます。

③ 人材育成（人事考課制度）

職員個々に「目標・成果シート」と「自己採点シート」を活用し、リーダー職の評価、並びに施設長及び管理職による面接を年間2回以上（中間・年度末に予定）行います。

年間の目標と成果を検証し、複数の上司がより客観的に達成度と課題を分析することで個々のスキルアップを目指します。

④ 職員研修計画

各種団体が主催する外部研修へ積極的に職員を派遣し、その研修内容はフィードバック研修として、他の職員に対して還元する機会を設けます。フィードバックすることで研修に参加した職員も復習する機会を持つことができ、より一層、良質なサービス提供に役立てていきます（OFF-JT）。更に、有意義な知識は事業所内のみでなく、法人内の事業所を共有し、全体的なレベルアップに努めます。

施設内部研修では、スローガンでもある「嚥下機能を高めよう・口腔ケアに対する知識と技術の向上」に着眼点を置いてプログラム化し、日々の口腔清潔の大切さ、リスク面、予防方法を医療従事者とチームとなり支援に構築できるよう研修を行います。また、日々の関わりには信頼が不可欠です。職員の社会性を備えた行動が、サービスの質の向上の根幹です。三大支援に留まらず、法令遵守、接遇も取り入れた研修を実施します（OJT）。

その他、職員から研修、自己資質向上のための資格取得の希望があった場合は、その意欲を考慮し勤務に便宜を図るとともに、研修費補助制度により研修費の助成（国家資格を除く）を行い、積極的に支援します。

以上、職員が足立邦栄会の一員であるとともに、社会人・組織人・職業人として、目的意識を持ち、自己を高めようとする姿勢を「職場研修実施要綱 ※P36参照」に基づき支援します。

○ 職場内研修（OJT）等計画表

平成 25年 4月 1日現在

月	介護技術 【課長及び主任 等】	医療関係 【看護スタッフ】	感染関係 【感染対策委員会】
4 月		口腔ケア ～誤嚥性肺炎予防	
5 月	口腔体操 ～歌や言葉を使った日課体操	●バイタル測定動作確認	疥癬 ～マニュアル説明
6 月		バイタル・血糖測定方法確認	ノロウイルス ～嘔吐処理実践
7 月	ケアマネジメント ～アセスメントとモニタリングの理解	●経管栄養動作確認	
8 月		救急対応（1） ～発生時の役割とポイント	血液感染説明
9 月	健康予防【入居者参加型】 ～腰痛予防・腰痛体操	口腔ケア【入居者参加型】 ～歯科によるブラッシング指導 ●吸引動作研修	感染症予防チェックリスト
10月	法令遵守等研修 ～権利擁護・身体拘束 等	口腔ケア支援【職員対象】 ～歯科によるブラッシング指導	ノロウイルス ～嘔吐処理実践
11月	認知症研修 ～セツパ-方式の活用方法	●バイタル測定動作確認	インフルエンザ ～マニュアル説明
12月		服薬研修 ～服薬までの流れの再確認	手洗いうがい強化 結核マニュアル確認
1 月		経管栄養 ～安全な食事とリスク管理 ●経管栄養動作確認	手洗いうがい強化
2 月		救急対応（2） ～症状別対応の基本	手洗いうがい強化
3 月	リスクマネジメント ～入浴動作のリスクファクター 接遇マナー研修	口腔ケア【入居者参加型】 ～歯科によるブラッシング指導 ●吸引動作研修	手洗いうがい強化 感染症予防チェックリスト 次年度の課題提議

上記の研修を含め、OJTの推進により個々の社会性や技術・能力の向上を図るため、研修プランを作成し、施設全体の資質向上を目的とします。

また、介護技術研修はもちろんのこと、医療行為の規制緩和を視野に入れ、ケアワーカーの医療知識及び技術の向上を目的とした医療研修の充実と、それを指導する看護スタッフの指導力向上を目指します。

新人職員については法人・当施設の理念を基本とし社会性・接遇・個々の介護技術の確認・向上を目的に、入職時オリエンテーションを含む約1ヶ月の担当制（プリセプター）による研修制度を設け、全体のサービスの質が維持できるよう指導に努めます。

《 職場研修実施要綱 》

職場研修（人材育成）の基本方針

法人・施設の基本理念・運営方針を共通の基本理念とし、職員個々が足立邦栄会の一員として、社会人、組織人、職業人として、目的意識を持ち自己を高めようとする姿勢を基本とする。また、研修への取り組みは自己管理が基本です。

OJTの推進

OJTとは、上司や先輩が、部下や後輩に対して、職務を通じて職務に必要な態度・価値観、知識・情報、技術・技能等を指導育成する全ての活動です。

- ①「日常の機会指導」に加えて「意図的・計画的指導」を実践する。
- ②「集団指導」と「個別指導」の両面からアプローチする。
- ③「職務遂行能力向上」に加え、「人材育成」を目指す。
- ④ 育成面談を通じて研修ニーズ・目標の相互調整と共有化を行う。

OFF-JTの推進

外部研修は、積極的に取り入れ参加できるように努めます。また、研修報告書の作成後に施設内においてフィードバック研修を実施します。

SDSの推進（自己啓発援助制度）

職員が自らを高めるための「自主的な活動」により進められるものです。「自己管理」が基本ですが、単に資格を取得するためでなく、現状の職務において自分に不足しているものを補う役割があります。

①経済的援助・・・費用補助

研修費及び直接職務にかかわる教材、書物等について、上限を設けた上で援助されます。（適正な書物か否かについては施設長判断とします。）

②時間的援助・・・職務調整や有給休暇の取得など

講習、実習等各研修への参加内容についての制限は特にないが、勤務形態や研修参加への偏り等の調整を要するものは、随時所属長との協議の上参加実施となります。

③施設や設備・・・貸し出し、提供

※本要綱は、研修の基本原則とし、職員のニーズや進行状況などに応じ随時見直し、検討を加えながら臨機応変に対応・改訂していくものとする。

2) 会 計

事業計画と予算に基づき、適正かつ公正な会計処理を行い、常に幅広い視野で重要性と緊急性を見極め、優先順位をつけて法人及び施設運営の安定に努めます。また、外部への透明性の確保を念頭に置き、年度決裁をホームページなどに開示し、閲覧できるよう配慮します。

3) 防火・防災管理

「消防計画（別紙）」に基づき、防火管理者を中心とした防火管理体制を敷き、防火・防災に備えるとともに、毎日の日常点検及び季節ごとの定期自主点検や、防火・防災に必要な備品の整備に努めます。

また、年2回以上、ご入居者に通知の上、管轄消防署立ち合いの総合防火訓練を実施するとともに、「さくらの会」（運営懇談会）で大震災を想定した避難方法などの確認・訓練を実施します。

なお、年2回の消防関係設備点検（外部委託）を行い、建物の安全管理に努めます。

○ 防災訓練予定表

平成 25年 4月 1日現在

訓練予定月	訓 練 予 定	訓 練 内 容
4 月		
5 月		
6 月	総合訓練（火災・通報） 消火器具使用訓練	火災確認→初期消火→避難 非常通報装置（想定） 消火器を使用したの訓練
7 月	自衛消防訓練指導者講習	管轄消防署での講習
8 月	大地震想定訓練	運営懇談会にて避難方法の確認
9 月	自衛消防訓練審査会	
10 月	総合訓練（夜間想定） 補助散水栓使用訓練	火災確認→初期消火→避難 非常通報装置（実働）消防職員等要請 屋内補助散水栓を使用したの訓練
11 月		
12 月	大地震想定訓練	運営懇談会にて避難方法の確認
1 月		
2 月		
3 月	総合訓練（火災・通報） 消火器具使用訓練	火災確認→初期消火→避難 非常通報装置（実働）消防職員要請 消火器を使用したの訓練

※ 救急救命講習会は、法人本部と合同で常時受講します。

4) 施設・設備管理

施設・設備の維持管理を適正に行い、建物や設備の性能維持と機能確保に努めます。また、経年劣化箇所や破損箇所の探索をし、早々の修繕・交換を行います。特にご入居者が使用される物品に関しては随時点検を行い、安全で快適な生活環境を保持します。

なお、昨年度より引き続き、不要な部分の節電・節約を心掛け、ご入居者負担や施設運営にかかる費用の削減につなげます。

更に、通年同様、建物管理の仕様書に基づく、専門業者委託による定期設備点検を実施するとともに、エコキュートや厨房機器など、ご入居者の生活に直接的に係わる設備についても、定期保守点検を実施していきます。

その他、業務記録（活動写真等も含む）の管理やネットワーク環境（インフラ環境）の整理を行い、業務を円滑に遂行できるよう整備します。

5) 環境衛生

環境美化委員会を中心に、日常清掃及び屋上ルーフトラスなどの植物管理を徹底し、施設内及び施設周辺的环境美化に努めます。

特にご入居者が生活される共用部の空間に対して、視覚・聴覚・嗅覚などの多面的な角度からリラックスできる環境演出ができるよう企画・発案します。

また、来訪者に対して衛生に関する十分な助言を行い、館内の感染予防などの習慣化に努めます。

6) ボランティア

地域福祉の拠点として、地域に根付いた施設を目指し、積極的にボランティア活動の受け入れを行います。地域社会とのつながりを深め、地域住民の理解を得ることに努めます。

また、演芸など、行事のボランティアはもちろんのこと、様々なボランティア活動を受け入れ、そこからご入居者の社会参加につなげていけるよう努めます。

その他、ボランティア受け入れの際は、ご入居者の個人情報保護に関する説明を都度行い、守秘義務の確認を行います。

施設外の新鮮な眼を取り入れることにより、業務の見直しの契機にします。

7) 福祉教育

福祉教育と地域交流の一環として、近隣の幼稚園、小学校の福祉教育や中学校の職業体験を積極的に受け入れ、児童や生徒がご入居者を通じて、学び、感じ取ってもらえる環境をご提供します。また、依頼があれば専門資格取得の実習地として施設を積極的にご提供します。

8) 広報活動

リブインさくらを多くの方に知っていただくため、ホームページ・広報紙を通じて施設内外での活動や行事、施設内研修、消防訓練などの情報を発信し、より拓かれた施設を目指します。

① ホームページ

昨年度末にホームページをリニューアルしました。日常的な「リブインさくら」の活動や情報をリアルタイムにより一層、分かりやすくお伝えできるよう努めます。

事業報告・事業計画・決算や、求人情報なども随時更新します。

② 広報紙

広報紙『りんどう』も第13号まで発刊されました。今年度も引き続きより多くの方に「リブインさくら」を知っていただけるよう、年4回（4月・7月・10月・1月予定）の定期発刊を行います。

ご入居者の様子や活動・行事、職員紹介、お知らせなどを掲載し、ご入居者、ご家族、関係団体などへ配布します。

③ 協賛及び広告掲載 等

地域振興並びに安定した施設運営を目的とし、公私機関に問わず必要に応じた協賛及び広告掲載を行います。

（地域回覧板への協賛、近隣学校へのニュース掲示板寄贈、足立区窓口封筒への広告掲載、介護サービス事業者ガイドブックへの広告掲載、有料老人ホーム情報紙へ広告掲載など）

9) ご相談・苦情の対応

ご入居者やご家族からのご相談・苦情については速やかに協議し、解決・改善に努めます。

また、苦情に関してはご入居者やご家族が不快な思いをされる前の早期発見に努め、権利擁護と生活の質の向上を目指します。

サービス内容のご相談・苦情を受ける場として苦情担当責任者を設置し、施設窓口やご意見箱（ラウンジ）を設け、適切かつ迅速な対応をします。

その他、ご入居者が一定のノウハウを持った外部相談員へ、直接相談できる環境をご提供するとともに、第三者を交えた苦情解決委員会の設置を目指します。

ご意見や苦情に対する対応・解決・改善までの経過は、当事者の了解を得た範囲内で情報公開します。